

白河市 公共浄化槽等整備推進事業

事務手引き・技術指導書

白河市水道部下水道課

令和7年4月改訂

<目次>

1. 浄化槽設置工事について

2. 手続きの流れ

3. 施工上の注意点

4. 検査

5. 提出写真

6. その他 （特記仕様書）

（事 故 事 例）

（様 式 集）・・・（別冊）

1. 浄化槽設置工事について

1-1. 市が発注する公共工事

●合併処理浄化槽市町村整備推進事業による浄化槽設置工事は、白河市が発注する公共工事であり、これまでの補助金交付制度のような個人が発注者となる浄化槽設置工事とは全く異なります。工事に係る手続きや施工管理、安全管理については関連する法令等を遵守し、不備や事故のないように施工しなければなりません。

なお、工事施工中に事故や異変等があった場合には必ず、すみやかに下水道課まで報告してください。

●本事業及びその浄化槽設置工事は下記の条例・施行規則等に基づき実施します。

- ・白河市特定地域生活排水処理施設条例
- ・白河市特定地域生活排水処理施設条例施行規則
- ・白河市特定生活排水処理施設整備事業実施要綱
- ・特記仕様書

白河市ホームページのトップページ上部
左側 「暮らし・手続き」→「上下水道」→
「下水道」→「浄化槽」→「浄化槽市町村
整備推進事業」でダウンロード可能

●浄化槽設置工事だけではなく、白河市が発注する工事の工事請負契約は下記の約款に基づきます。

- ・白河市工事請負契約約款

白河市ホームページのトップページ上部
左側 「事業者向け情報」の「入札・契
約」でダウンロード可能

●白河市の条例等以外にも、関連する法令等をよく把握、遵守して工事の施工をするようにしてください。これらの法令は、市が発注する工事であるか否かに関わらず、全ての工事において守らなければならないものであり、法令に従わない施工は法令違反です。

<主な関連法令>

- ・労働安全衛生法
- ・労働安全衛生規則
- ・浄化槽法

※このほか、関連する法令等をよく確認してください※

1-2. 浄化槽設置場所について

●本事業により設置した浄化槽本体は市の所有物であり、修繕を含めた維持管理及び将来の浄化槽撤去工事は市が行います(完成した浄化槽本体を申請者に引き渡すものではありません)。維持管理を適正に行っていくため、また、将来の浄化槽撤去作業を円滑に行うために浄化槽の設置場所に次の条件①～④を設けます。

④ <建物及び車両等の荷重の影響を受けない場所であること>

建物の荷重により土圧が増し、浄化槽に負荷がかかるためです。

近接する建物が直接基礎の場合は、浄化槽本体が建物から 1.5m 以上離れる位置に設置してください。

近接する建物が杭基礎等により支持されている場合は建物の荷重の影響は考慮しないものとしませんが、浄化槽の設置時および将来浄化槽の撤去が必要となった際に土留工を設置できる位置としてください。

また、浄化槽設置箇所を駐車場として利用する場合は補強が必要となります。駐車場利用の有無については申請時に確認済みかと思いますが、施工中においても留意してください。なお、駐車場利用のための補強は支柱による補強を標準とします。

② <掘削機械の乗入れが可能な場所であること>

将来、浄化槽の入替え工事を行うことを想定し、浄化槽設置場所には掘削機械(0.25m³ 級のバックホウ)がスムーズに乗入れできる必要があります。新築の家屋等において、建物が完成すると機械が入れなくなってしまう場所は認められません。

③ <浄化槽の放流口の高さは放流先の最高水位よりも高くすること>

放流口が放流先(側溝等)の最高水位よりも低いと、大雨等の際に雨水が逆流してしまい、浄化槽が故障する原因となります。その場合は、放流ポンプを設置(個人負担)して最高水位より高い位置に放流する必要があります。

④ <設置完了後の浄化槽の周りにフェンス等を設けないこと>

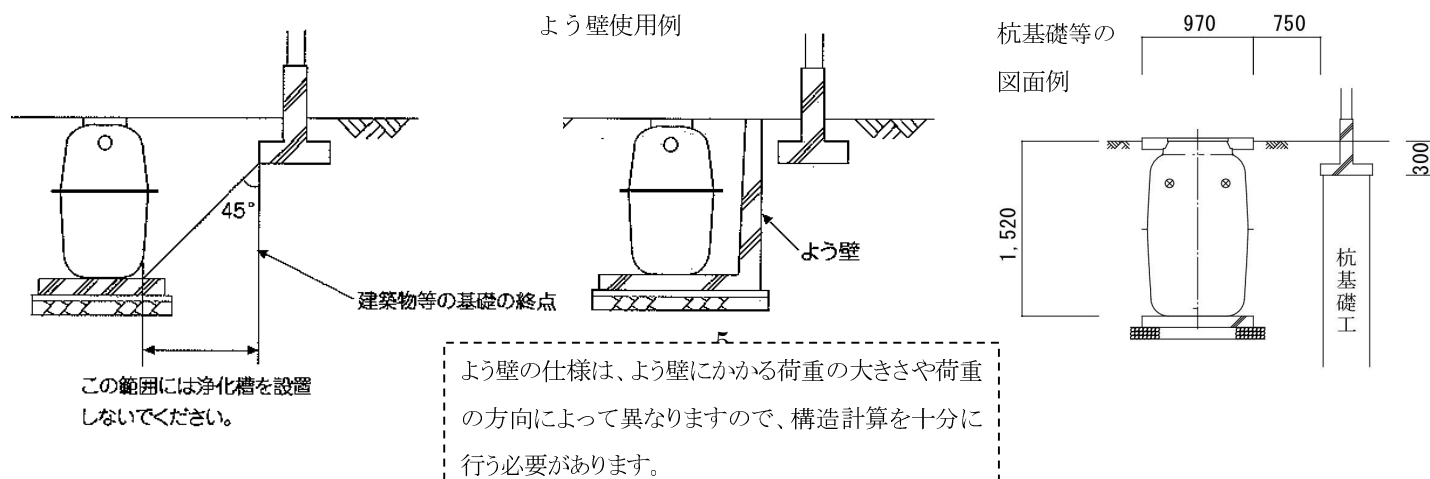
将来、浄化槽を撤去する際に支障となるため、設置完了後の浄化槽の周囲(約 1.5m の範囲内)にはフェンスやブロック塀等の構造物を設けないでください。掘削機械が乗入れできなくなったり、撤去工事の支障になったりします。

●これらの条件を確認するため、浄化槽設置申請の際に、浄化槽設置予定場所の写真を添付してください。写真は、建物との位置関係(新築の場合は建築予定位置との関係)や放流先までの状況がわかるものとします。状況によっては複数枚に分けて撮ってください。

条件に合わないときは、設置予定場所を変更するか、あるいは本事業での対応ができない場合があります。

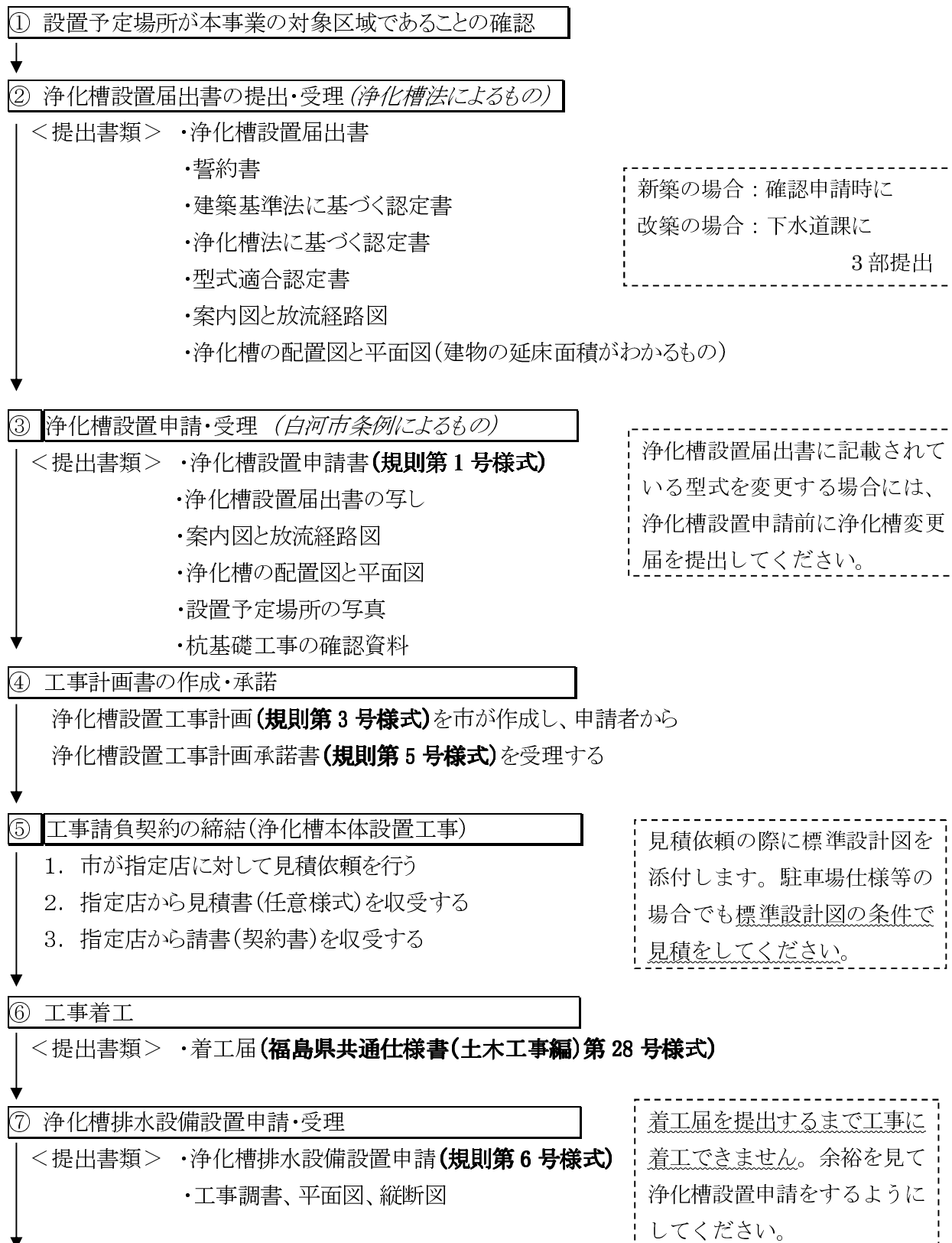
●①で杭基礎等の場合は、確認資料として杭基礎工事等の図面、施工状況写真および建物基礎と浄化槽本体との位置関係を示す横断図を添付してください。

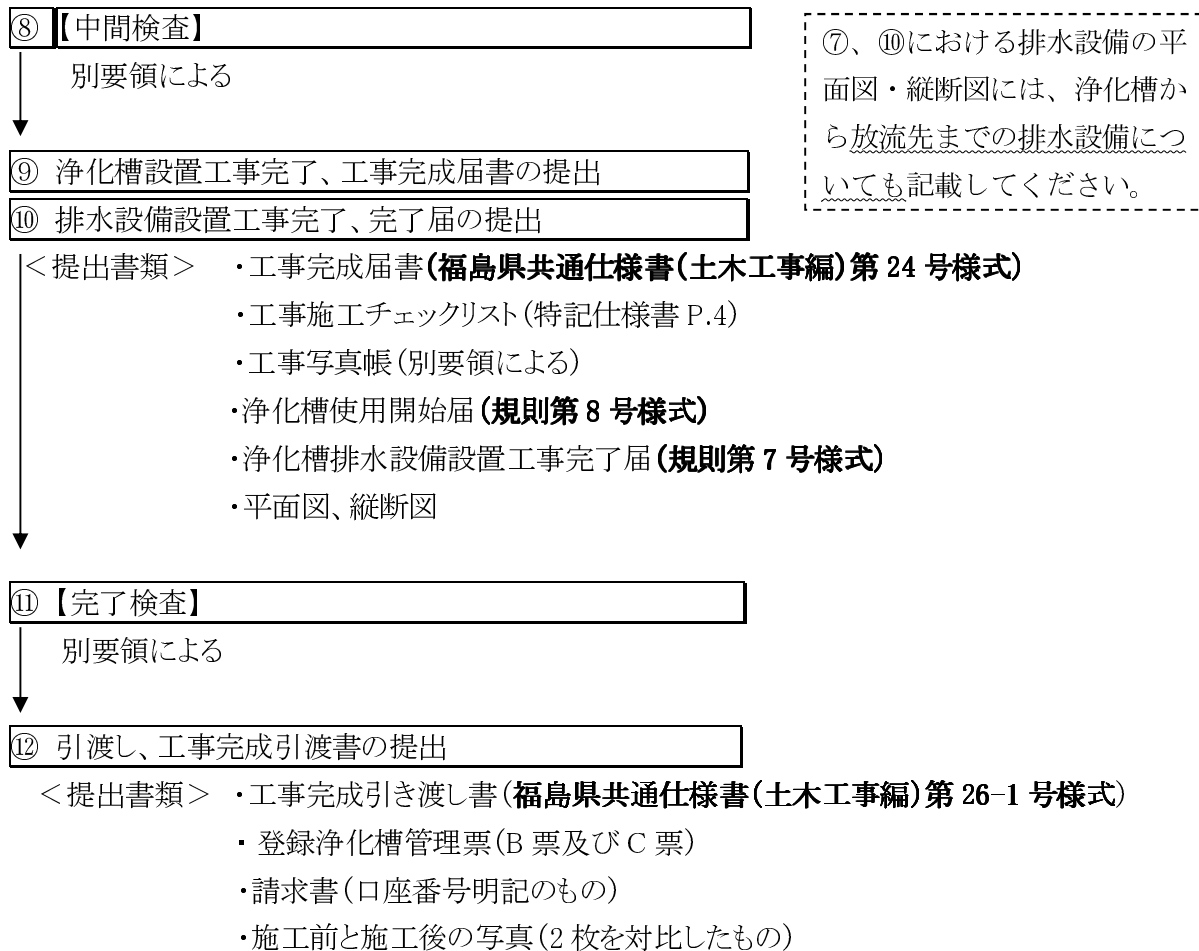
参考



2. 手続きの流れ

浄化槽設置工事の申請から完了までの流れと、それに伴う提出書類は次のとおりです。





※契約工期の遅延は契約不履行であり、契約違反です。工期を過ぎることのないよう施工管理してください。

※浄化槽の設置申請期限は原則として各年度の12月末日を目安とし、工事の最終完成期限は2月末日とします。完成期限に間に合う見込みのない工事については、翌年度の申請受付となります。

※浄化槽設置申請をする際には、後で申請を取りやめることのないようにハウスメーカーや申請者と十分に打合せを行った上で浄化槽設置申請するようにしてください。

3. 施工上の注意点

浄化槽設置工事の施工にあたっては、浄化槽に付属の施工要領書や関連法規等に従い、品質管理および安全管理を行ってください。

①＜土留工＞

浄化槽設置工事では掘削深さが1.5mを越えるため、土質に見合った勾配が保てる場合を除き内部で作業を行う前に必ず土留工を行ってください。

土留工は鋼矢板を用いるようにし、ベニヤ板は認めません。腹おこし・切りばりは、木の角材の使用も可とします。

◎建設工事公衆災害防止対策要綱(H5.1.12 建設省経建発第1号)

②＜基礎工事＞

床付け面が軟弱な場合、砕石を厚めに敷均す等の適正な処置をしてください。特に湧水がある場合は釜場を設けて排水し、地耐力を確保するような施工をしてください。地盤が軟弱なまま施工すると不同沈下の原因となり、浄化槽の正常な機能に支障を及ぼします。

均しコンクリートは、構造上の強度を見込んではいませんが、底版コンクリートの品質を確保するために必要なものです。浄化槽メーカーによっては施工要領で必要とされていない場合もありますが、本工事においては均しコンクリート(厚さ50mm以上)は必ず施工してください。

③＜底版コンクリート・上床版コンクリート＞

底版コンクリート及び上床版コンクリートの寸法及び配筋は、使用する浄化槽の種類や設置箇所の地質条件によって異なる場合があります。各現場での仕様を確認し、標準仕様と異なる場合には施工前に監督員と協議してください。

底版コンクリート及び上床版コンクリートの大きさは、設置する浄化槽の図面・施工要領等で規定する寸法・厚み以上となるようにし、配筋には必ずスペーサーブロックを用いて、下面・上面とも鉄筋のかぶり(25mm以上)を確保してください。

底版コンクリートについては、使用する浄化槽に対応したプレキャスト底版の使用が可能です。その場合は、施工前に使用する製品の図面・構造計算書等の資料を提出してください。

◎建築基準法施行令第79条

④＜コンクリートの養生＞

底版コンクリート及び上床版コンクリートの養生期間は下表のように定められています。コンクリートは養生を行わないと所定の強度が確保できませんので浄化槽の据え付けは養生後に行ってください。

◎現場打コンクリートの型わく及び支柱の取りはずしに関する基準(S46.1.29 建告第110号)

表ーコンクリート存置日数

建築物の区分	セメントの種類	在置期間中の平均気温		
		15℃以上	5℃～15℃	5℃未満
基礎	普通セメント	3日	5日	8日

⑤＜漏水検査＞

埋め戻し前に、水張りを行い、24 時間の漏水検査を行ってください。

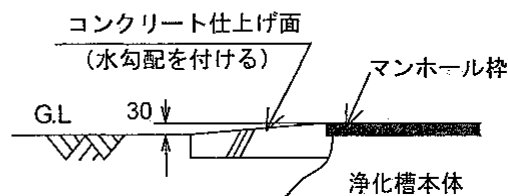
◎建築基準法施行令第 33 条

⑥＜埋戻し・水締め＞

埋戻しは偏土圧のかからないよう前後左右均等に行ってください。水締め、突固めは交互に何回かに分けて行い、埋戻し完了後にも必ず水平を確認してください。また、粘性土の地山に埋め戻す場合や、地下水の高いところでは水を入れすぎないように注意してください。

⑦＜上床版コンクリート＞

上床版コンクリートを仕上げる際は、右図のように、浄化槽内に雨水等が流れ込まないように勾配をつける必要があります。



⑧＜嵩上げ＞

浄化槽の嵩上げ寸法は 300mm を越えないよう、浄化槽の設置場所を選定してください。やむを得ず 300mm を超える深さに設置する場合はピット構造とする必要があります。

⑨＜ブローア＞

ブローアの設置場所は、保守点検が容易に行える場所で、かつ雨樋からの雨水や積雪などによる浸水のおそれのない場所へ設置してください。

またブローアの基礎は、屋内への振動や騒音を防止するため、建物の外壁から離し、建物の基礎や犬走りとは独立して設けるようにしてください。

⑩＜契約不適合責任期間等＞

白河市工事請負契約約款第 52 の 2 条により、浄化槽設置工事の契約不適合については、引渡しの際、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負いません。

ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等をする場合があります。

⑪＜排水設備＞

浄化槽の排水設備設置基準は、公共下水道（公共枴）に接続する場合の設置基準に準じます。

排水管の勾配は原則 2.0% 以上とします。現地状況により勾配の確保が困難な場合が多いことから協議した上で 1.0% も可とします。ただし、卵形管への変更を検討する必要があります。また、浄化槽の流入側及び放流側のどちらにおいても、管渠の直線部分には、その内径の 120 倍以内の間隔に枘を設置するようにしてください。

これらの基準が満たせない場合は、必ず施工前に協議してください。

⑫＜水道メーター＞

本事業で設置した浄化槽の使用料は、水道水を使用する場合は使用水量に応じて計算します。既設の給水管から分岐して給水する場合、使用料を適正に算出するため子メーターの設置が必要となる場合があります。その場合は使用開始前に設置し、使用者より「汚水排水量認定申告書」を市へ提出してください。

◎私設量水器設置基準(下水道課内部規定)

※施工管理、安全管理が不十分な場合、施工業者に対して是正・改善指導をすることがあります。再三の指導に関わらず、改善が見られないようなときには「白河市浄化槽の整備に関する事業実施要綱第10条第6項」により浄化槽設置指定業者の公認を取消す場合があります。

4. 検査

4－1．中間検査

検査項目は下表のとおりです。立会依頼については、検査予定日の 3 日前までに下水道課まで連絡してください。直前の連絡では対応できない場合があります。検査を実施しないと先の工程には進めませんので注意してください。

検査は、底版コンクリートの配筋後、打設前の状態で立会い、基礎工事(砕石・均しコンクリート)および配筋状況の確認を行います。

表－検査項目（中間検査）

検査項目		ポイント
①	湧水处理	基礎工事に影響のないように排水処理しているか？
②	均しコンクリートの出来形確認	厚みは 50mm 以上あるか？
③	配筋確認	200 ピッチか？ スペーサーは配置されているか？ かぶり（25mm 以上か）
④	型枠寸法	厚みは 100mm 以上確保できるか？（駐車場仕様は別） 寸法は(施工要領による)規定値以上確保できるか？

※出来形寸法は、設置する浄化槽の施工要領書で指定している寸法を基準とし、これに満たないものは出来形不足とします。

※検査の結果、出来形不足等の施工不良が判明した場合は是正後に再検査します。再検査に合格しなければ先の工程には進めません。

4-2. 完了検査

検査項目は下表のとおりです。検査日については、工事完成届の受理後に通知します。検査当日は、放流先への接続状況を確認しますので、側溝等に接続の場合は上蓋を開けられるように準備してください。

表－検査項目（完了検査）

検査項目		ポイント
①	上床版コンクリートの出来形確認	寸法・厚みは規定値以上か？
②	浄化槽の水平	水平は保たれているか？
③	浄化槽の嵩上げ寸法	嵩上げ寸法は 300mm 以内か？
④	ブロアー、放流ポンプのアース設置	アース線は設置してあるか？ ポンプは正しく作動するか？ 基礎の設置方法は適正か？
⑤	浄化槽の蓋	駐車場仕様の場合、耐荷重仕様の蓋であるか？
⑥	排水設備の深さと距離	完成平面図と相違はないか？
⑦	排水設備の内部	管内部に歪みや滞水はないか？（ミラーによる目視）
⑧	使用水の確認	水道水か井戸水か？ メーター確認 or 使用人数

※検査の結果、施工不良が判明した場合は是正後に再検査します。検査に合格しなければ工事完了とはなりません。

※市と工事指定店との契約は浄化槽設置工事のみですが、排水設備が浄化槽と一体となって機能を果たすことから、排水設備についても検査及び是正の対象項目とします。

5. 提出写真

5-1. 標準工事の提出写真

標準工事における提出写真は下表のとおりです。写真はカラーとし、表の「ポイント」に注意して明確に撮影するようにしてください。この他にも適宜、必要な写真は提出してください。

写真帳の見本を示しますので参考にしてください。

写真の状況		ポイント	例
1	着工前	・浄化槽設備士が写るように ・周囲の状況が分かるように	写真番号1
2	掘削状況		写真番号2
3	掘削完了	・土留状況が分かるように ・床付面が乱れていないこと	写真番号3
4	基礎砕石転圧状況		写真番号4
5	基礎砕石厚さ確認	・寸法が分かるように	写真番号6,7
6	均しコンクリート打設状況		写真番号8
7	均しコンクリート出来形確認	・厚さが分かるように	写真番号10
8	底版コンクリート配筋確認	・D-10@200以内 <中間検査立会時の写真> ・スぺーサーを用いる、側面もかぶりを確保する	写真番号11
9	底版コンクリート打設状況		写真番号12
10	底版コンクリート出来形確認	・幅と厚さが分かるように	写真番号14,15,16
11	浄化槽現場搬入	・浄化槽の型式と浄化槽側面の状態が分かるように （四方からの写真をつける）	写真番号17
12	浄化槽水平確認		写真番号18,19
13	水張り状況	・据付後に浄化槽側面の状態が分かるように （四方からの写真をつける）	写真番号20
14	埋戻し・水締め・転圧状況	・1回目（何層かに分けて埋戻しし、そのうちの 2層分以上の写真をつける）	写真番号21,22
15	埋戻し・水締め・転圧状況	・2回目（何層かに分けて埋戻しし、そのうちの 2層分以上の写真をつける）	写真番号23,24,25
16	埋戻し完了・水平確認	・埋戻し完了時の浄化槽の水平がわかるように	写真番号26
17	ブロワー配管状況		写真番号27
18	上床版基礎砕石転圧状況		写真番号28
19	上床版基礎砕石厚さ確認	・寸法が分かるように	写真番号29
20	上床版コンクリート配筋確認	・D-10@200以内 ・スぺーサーを用いる、側面もかぶりを確保する	写真番号30
21	上床版コンクリート打設状況		写真番号31

写真の状況		ポイント	例
22	上床版コンクリート出来形確認	・幅と厚さが分かるように	写真番号32,33
23	嵩上げ状況	・嵩上げ寸法が分かるように (0mmの場合でも撮影すること)	写真番号34
24	薬剤投入状況	・薬剤を包装から出して投入する	写真番号35
25	ブロワー設置状況	・基礎が独立していること ・アース線を設置すること(不要タイプを除く)	写真番号36
26	放流先状況	・放流先への接続状況が分かるように	写真番号37
27	竣工	・「着工前」の写真と同じアングルで写す ・周囲の状況が分かるように・浄化槽設備士が写るように	写真番号38

5-2. 付帯工事の提出写真

駐車場仕様の工事の場合や放流ポンプ等を設置するには、下記1～3、放流ポンプ設置の場合は下記4の写真も提出してください。

写真の状況		ポイント	例
1	支柱の配筋確認	・鉄筋の径・ピッチが分かるように (メーカー仕様と照らし合わせて)	
2	支柱コンクリート打設状況		
3	支柱コンクリート締固め状況		
4	放流ポンプ設置状況	・アース線を設置すること	

※写真帳には表紙をつけ、各写真の横にはその説明書きを記してください。

※工事写真帳を提出する際には、特記仕様書 3 ページ(本書 P.36)の「工事提出写真チェックリスト」を添付し、不備のないように確認してください。

6. その他

●特記仕様書

●事 故 事 例

●様 式 集（別冊）

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ・浄化槽設置申請書 | (規則第 1 号様式) |
| ・浄化槽排水設備設置申請書 | (規則第 6 号様式) |
| ・浄化槽排水設備工事完了届 | (規則第 7 号様式) |
| ・浄化槽使用開始届書 | (規則第 8 号様式) |
| ・着工届 | (福島県共通仕様書(土木工事編)第 28 号様式) |
| ・工事完成届書 | (福島県共通仕様書(土木工事編)第 24 号様式) |
| ・工事完成引き渡し書 | (福島県共通仕様書(土木工事編)第 26-1 号様式) |

合併処理浄化槽市町村整備事業

浄化槽設置工事 特記仕様書

令和7年4月

福島県白河市

第 1 章 総 則

本特記仕様書は、白河市特定地域生活排水処理施設条例に基づく浄化槽設置工事について適用するものとする。

本工事は、福島県土木部土木工事共通仕様書、白河市特定地域生活排水処理施設条例その他浄化槽設置工事に関する諸法令により施工するものとする。

ただし、下記の事項については、本特記仕様書の定めに従い施工するものとする。

また、本特記仕様書中の「協議」・「指示」については、それぞれ書面をもって行われるものとする。

第 2 章 工事の材料

本工事に使用する合併処理浄化槽は、**国土交通大臣認定の型式認定を受け、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものとし、10人槽以下の浄化槽においては、放流水のT-Nが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものとする。**

第 3 章 着工・準備工

1. 工事の着工は、契約書の締結後になされるものとし、その際、請負者は着工届（福島県共通仕様書（土木工事編）第 28 号様式）を市に提出するものとする。また、**契約を行う前に、工事施工に必要な手続き（道路法第 2 4 条協議等）は確認の上、全て完了しておくこと。**
2. 工事の施工に先立ち、土地の所有者に対して工事の内容、施工時期、環境対策等を充分説明して確認および了承を取り、トラブルの無いようにすること。
3. 既存の用地境界杭等は原則として撤去しないこと。
なお、工事施工上やむを得ず一時撤去する場合は、事前に関係者の了承を得るとともにオフセット、写真等で現状を確認しておき、その復旧は関係者立会いのもとに原状回復するものとする。
4. 工事箇所が存在する地下埋設物については、事前調査を行い、位置、構造、種別について熟知し、作業員に至るまで埋設物の全容、取扱い、措置方法について周知徹底を図り、事故防止に努めること。
5. 地下埋設物の調査（試験堀）にあたっては、埋設物の管理者の立会いを要請し、埋設物に衝撃を与える作業機械を使用せず、埋設物を損傷しないよう手掘りで調査するものとする。

第 4 章 一般施工

1. 土 木

（1）掘 削

- イ）掘削深さが1.5mを越える場所で作業を行う際は、**作業開始に先立ち土留工を行うものとする。**水替工は、地下水の状況により、適宜行うものとする。
 - ロ）構造物基礎コンクリート打設等により当日中に埋め戻しができない場合には、適当な表示または防護柵等を行い住民の危険防止に努めなければならない。
 - ハ）床付け面に予期しない不良土質が現れた場合には、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
- 二）掘削床付面は過掘り、こね返し等に注意して整地すること。

(2)埋め戻し工

- イ) 埋め戻し材については、**山砂**とする。
- ロ) 埋め戻しは浄化槽の水張り後に行い、浄化槽の浮き上がり、土圧による変形、破損がない様、充分に注意して施工すること。
- ハ) 埋め戻しにあたっては、浄化槽本体に鋭角な碎石等が当たらないように特に注意すること。また、水締めを実施すること。

2. 浄化槽設置工

- (1) 浄化槽の基礎材は**再生碎石**を使用し、不陸が生じないように入念に締固めを行い、コンクリート底盤は、水平及び平坦に仕上げる。プレキャスト底版を使用する場合は事前に監督職員に資料を提出し承諾を受けること。
- (2) コンクリートの**養生については、十分な期間をおくこと。**
- (3) 浄化槽本体の据付にあたっては、水平とし、流入管及び放流管の管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認すること。
- (4) プロアの基礎はコンクリート製で、プロアの重量や振動に耐えるものとし、設置場所は通気、防湿、騒音および振動に配慮すること。
- (5) その他、施工についての詳細は各浄化槽の施工要領によるものとする。

3. 中間検査

工事施工中、本体据付時に、監督職員による中間検査を受けるものとする。

請負業者は、当該行程が近づいた時点で必ず監督職員に連絡を行い、指定を受けた時間までに受験体制を整えておくこと。

また、浄化槽設備士の携帯状況を確認するため、設備士証を準備願います。

第 5 章 完成・引渡し

請負業者は、本工事の完成後、速やかに工事完成届(福島県共通仕様書(土木工事編)第24号様式)および本仕様書3~4ページのチェックリストを市に提出するものとする。竣工検査については、排水設備の接続後・流入・放流状況が確認できるようになった段階で直ちに行うものとする。

第 6 章 そ の 他

- 1. 本工事は、一括して**第三者に委任し、または請負わせてはならないものとする。**
- 2. 工事において発生する建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとし、また、再生資源の利用については「再生資源の利用の促進に関する法律」の適正な運用に努めるものとする。特に、不用になった旧排水処理施設(単独処理浄化槽等)については、原則、**清掃後に撤去をすること。**
- 3. その他、施工に関して疑義が生じた場合については、その都度双方協議を行い、解決を図るものとする。

工事写真提出チェックリスト

<標準工事>

写真の状況	ポイント	チェック欄
1 着工前	・浄化槽設備士が写るように ・周囲の状況が分かるように	
2 掘削状況		
3 掘削完了	・土留状況が分かるように ・床付面が乱れていないこと	
4 基礎砕石転圧状況		
5 基礎砕石厚さ確認	・寸法が分かるように	
6 均しコンクリート打設状況		
7 均しコンクリート出来形確認	・厚さが分かるように	
8 底版コンクリート配筋確認	・D-10@200以内 <中間検査立会時の写真> ・スペーサーを用いる、側面もかぶりを確保する	
9 底版コンクリート打設状況		
10 底版コンクリート出来形確認	・幅と厚さが分かるように	
11 浄化槽現場搬入	・浄化槽の型式と浄化槽側面の状態が分かるように	
12 浄化槽水平確認		
13 水張り状況	・据付後に浄化槽側面の状態が分かるように (四方からの写真をつける)	
14 埋戻し・水締め・転圧状況	・1回目(何層かに分けて埋戻しし、そのうちの 2層分以上の写真をつける)	
15 埋戻し・水締め・転圧状況	・2回目(何層かに分けて埋戻しし、そのうちの 2層分以上の写真をつける)	
16 埋戻し完了・水平確認	・埋戻し完了時の浄化槽の水平がわかるように	
17 ブロワー配管状況		
18 上床版基礎砕石転圧状況		
19 上床版基礎砕石厚さ確認	・寸法が分かるように	
20 上床版コンクリート配筋確認	・D-10@200以内 ・スペーサーを用いる、側面もかぶりを確保する	
21 上床版コンクリート打設状況		
22 上床版コンクリート出来形確認	・幅と厚さが分かるように	
23 嵩上げ状況	・嵩上げ寸法が分かるように (0mmの場合でも撮影すること)	
24 薬剤投入状況	・浄化槽の薬剤入れの蓋を取って、薬剤を入れて撮影する	
25 ブロワー設置状況	・基礎が独立していること ・アース線を設置すること(不要タイプを除く)	
26 放流先状況	・放流先への接続状況が分かるように	
27 竣工	・「着工前」の写真と同じアングルで写す ・周囲の状況が分かるように・浄化槽設備士が写るように	

<付帯工事>

写真の状況	ポイント	チェック欄
1 支柱の配筋確認	・鉄筋の径・ピッチが分かるように	
2 支柱コンクリート打設状況		
3 支柱コンクリート締固め状況		
4 放流ポンプ設置状況	・アース線を設置すること	

撮影者名

印

工事施工チェックリスト

<共通>

項目	ポイント	チェック欄
1 湧水処理	・釜場を設けて排水処理したか	
2 基礎工事	・基礎碎石の厚さは100mm以上か	
3 基礎工事	・均しコンクリートの厚さは50mm以上か	
4 底版コンクリート	・鉄筋は適正に配置されているか(かぶり20mm以上) ・大きさは施工要領に示す寸法以上か	
5 埋戻し	・偏土圧のかからないように十分に突固めしたか	
6 上床版コンクリート	・基礎碎石の厚さは100mm以上か	
7 上床版コンクリート	・鉄筋は適正に配置されているか(かぶりはあるか) ・大きさは施工要領に示す寸法以上か	
8 上床版コンクリート	・水がたまらないよう水勾配をつけたか	
9 流入管渠および放流管渠	・勾配は1/100以上とれているか ・汚物や汚水の停滞はないか	
10 放流先の状況	・放流口と放流先水路の水位差が適正に保たれ、 逆流のおそれはないか	
11 誤接続等の有無	・生活排水が全て浄化槽に接続されているか ・雨水や工場廃水等が流入しないか	
12 マスの位置	・浄化槽の流入側、放流側の管渠について管径 の120倍を越えない範囲でマスが設置されているか	
13 マスの位置	・二重トラップになっていないか	
14 嵩上げの状況	・嵩上げは300mm以内か	
15 マンホールの蓋	・割れ、がたつきはないか ・マンホール枠への収まり状態は良いか	
16 漏水の有無	・漏水は生じていないか	
17 浄化槽本体の水平状況	・水平は保たれているか	
18 ブロワの設置状況	・基礎は建物基礎・犬走りから独立しているか ・アース線は設置してあるか(アース不要タイプを除く) ・ブロアにがたつきはないか	
19		
20		

<付帯工事>

写真の状況	ポイント	チェック欄
1 補強支柱	・鉄筋は適正に配置されているか	
2 補強支柱	・コンクリートは十分に締固めを行ったか	
3 【駐車場仕様】 マンホール蓋	・蓋は耐荷重用か	
4 放流ポンプ	・アース線は設置してあるか ・ポンプは正しく作動するか	

浄化槽設備士名

印